

遠。問君此去來何時。辛勤三載計還期。半酣笳鼓

名に従つておいた。

發征騎。旌旆悠悠空爾思。

前引の拜經樓藏書題跋記に據ると、陳誠の上つた西域紀行の原本には後に附録として胡廣・周孟簡・鄒緝等の送行詩序が収録されてあつたやうであるが、その附録は恐らく此れらの詩文が収録されてあつたので、陳竹山文集の外篇と大體相似たものであつたと思ふ。

露西亞出土の支那型古銀塊
に就いて

註

加藤 繁

(1) 楊士奇、東里續集卷十七

(2) 羽田亨博士「華夷譯語の編者馬沙亦黑」(東洋學報第七卷第二號所載)

(3) 同上

(4) 拜經樓藏書題跋記の卷首に載せたる管庭芬の序文に據る。

(5) 此の題は明詩紀事には無いが、列朝詩集(乙集第二)に據つて補つた。また明詩紀事には作者を王希範としてゐるが、希範は王洪の字であるから、今は本名に従つておいた。

(6) 此の題も明詩紀事には無いが、假りに意を以つて補つた。胡廣も明詩紀事に其の字の若思を取つて胡若思とあるが、矢張り本

一

千九百二十五年十二月發行のルグユー、デザール、ザジアチークにエミルタージユ博物館員ボーエ氏及びポール、ペリオ氏の「支那文字ある銀塊」と題する論文が掲げられて居る。當時巴里に滞在せられた學友和田清君は其の一冊を遙々送り寄越された。間もなく、私の金銀研究が出版されたので、やはり巴

里留學中の友人松本信廣君に寄贈し、松本君から更に其れをペリオ氏に贈られたところ、ペリオ氏は前記論文の抜刷を松本君を通じて私へ寄せられた。斯様なわけで、右の論文が二部私の手にはいつたのである。私は之を一讀して非常に面白く感じた。銀塊の解釋に就いては、大體ペリオ氏に賛成するが、併し多少見解を異にする點もあり、又氏の言ひ及ばれない思附もあるので、此の小論を書くことゝした。聊でも諸君の好意に酬ゐることが出来れば幸である。

二

ポイエ氏の所説を要約すれば下の如くである。『一千八百五十一年、露西亞のベルム縣ソリカムスク郡ロゼストウエンスキー村附近で、新墾の畑から、銀の皿、小盤、輪、鎖、裝飾ある銀板及び銀塊の破片二箇等を發見した。最後の銀塊が注意すべき物であ

る。其の一つは重さ八十六グラム、一つは七百五十グラムであつたが、後發見物全部盜まれてしまつたので、今日では大きい方の不完全な見取圖〔圖版第一〕が残つて居るに過ぎない。此の銀塊の破片はより大いなる銀塊から割り取られたもので、不等邊四邊形を爲し、一方の面には深く刻み込んだ文字の痕が附いて居る。此の文字は初め判讀したものがないが、唯だ蒙古學者ポポフ氏が支那文字らしいと云つただけであつた。

一千九百十四年、ベルム縣チエルデンスク郡チギロブ村附近の畑地で、又銀器の破片及び銀塊が發見された。委しく云へば銀器の破片十三箇、一端の潰れた平たい菱形の銀塊、或何物かの斷片であつた。不恰好な銀塊一箇である。不恰好な銀塊〔圖板第二及び第三〕といふのは、一方の端が他の端より薄くて而も大きく廣がつて居り、且つ裏面は多少殺げて居る。一見したところ、巨大な銀のクロアパター croix pattée に見

いふより、見當が附かない。裏面には、かなり規則的な形のほぞ穴が二つあつて、一つの方が稍大きい。

銀塊の重量は九百六十九グラム、幅は廣い所で 0 m. 192 狭い所で 0 m. 62 である。併し其れよりも重要なのは、表面に漢字の銘文のあることで、アレネー

フ教授に依れば其れは銀五十オンスである。

此の如く、漢字の刻まれた銀塊が二つあるが、余は、此れは、恐らくは支那の Yanda と呼ぶものであらうと思ふ。もつとも、千八百五十一年の分は不完全な摸寫があるだけだから、臆斷の限でないけれども、此の二つの發掘物は、嘗て東洋の平原地方や歐羅巴の北部地方で行はれた、地金の儘で銀を取引する習慣を、まのあたり説明して居るものであらう。云云。』

尙ほボリエ氏は、九世紀十世紀に於て北及び東歐羅人はアラビヤ貨幣を使用し、其の貨幣は數へられたものでなく、量られたものであつたことが發掘物

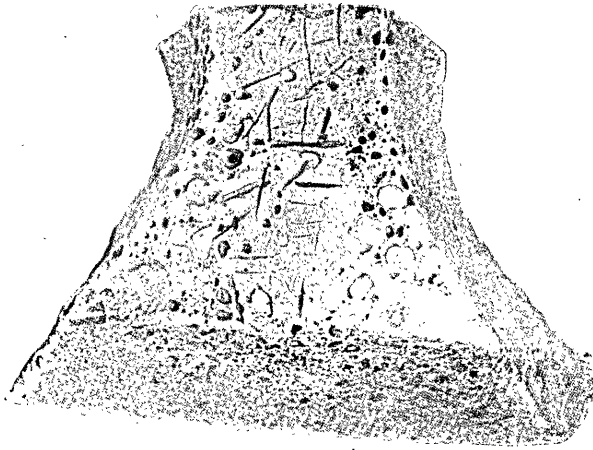
に依つて證明されること、十世紀後半に至つては、アラビヤ貨幣の供給が減少して日耳曼・英吉利の貨幣が之に代はつたこと、スカンデナビヤ、プロシヤ、ロシア等では日耳曼・英吉利等の貨幣の外、種々の重さと長くて稍一定した形とを持つ銀塊と其の破片とが發見されること、エルンスト・フリーデル氏は、銀を量つて截り使ひする習慣は支那で起つて、其處から隣國地方全部に行渡つたものと想像したこと等をも述べて居る。さうして明かに其れとは言はないけれども、漢字の銘ある銀塊は、支那から露西亞に轉齎來されたものと疑つて居るやうである。

ペリオ氏は一步を進めて大略次のやうな考説を試みて居る。『千八百五十一年及び千九百十四年に發見された二銀塊が支那から出たものであることは疑無い。千八百五十一年の銀塊には、一部分だけしか見えて居ないけれども、三行の銘文がある。下部各方にある文字は略明かに「銀」であつて、中央の行の



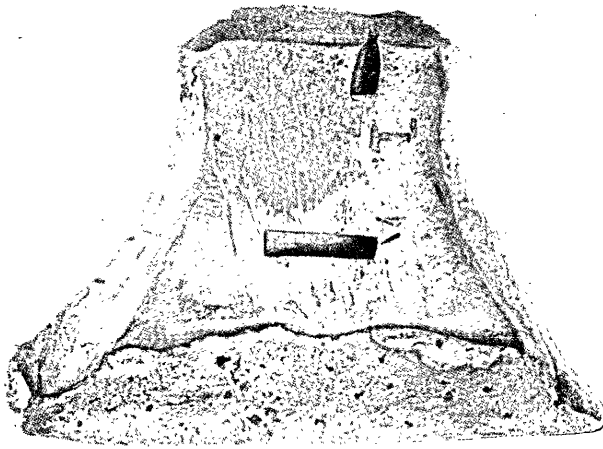
第

一



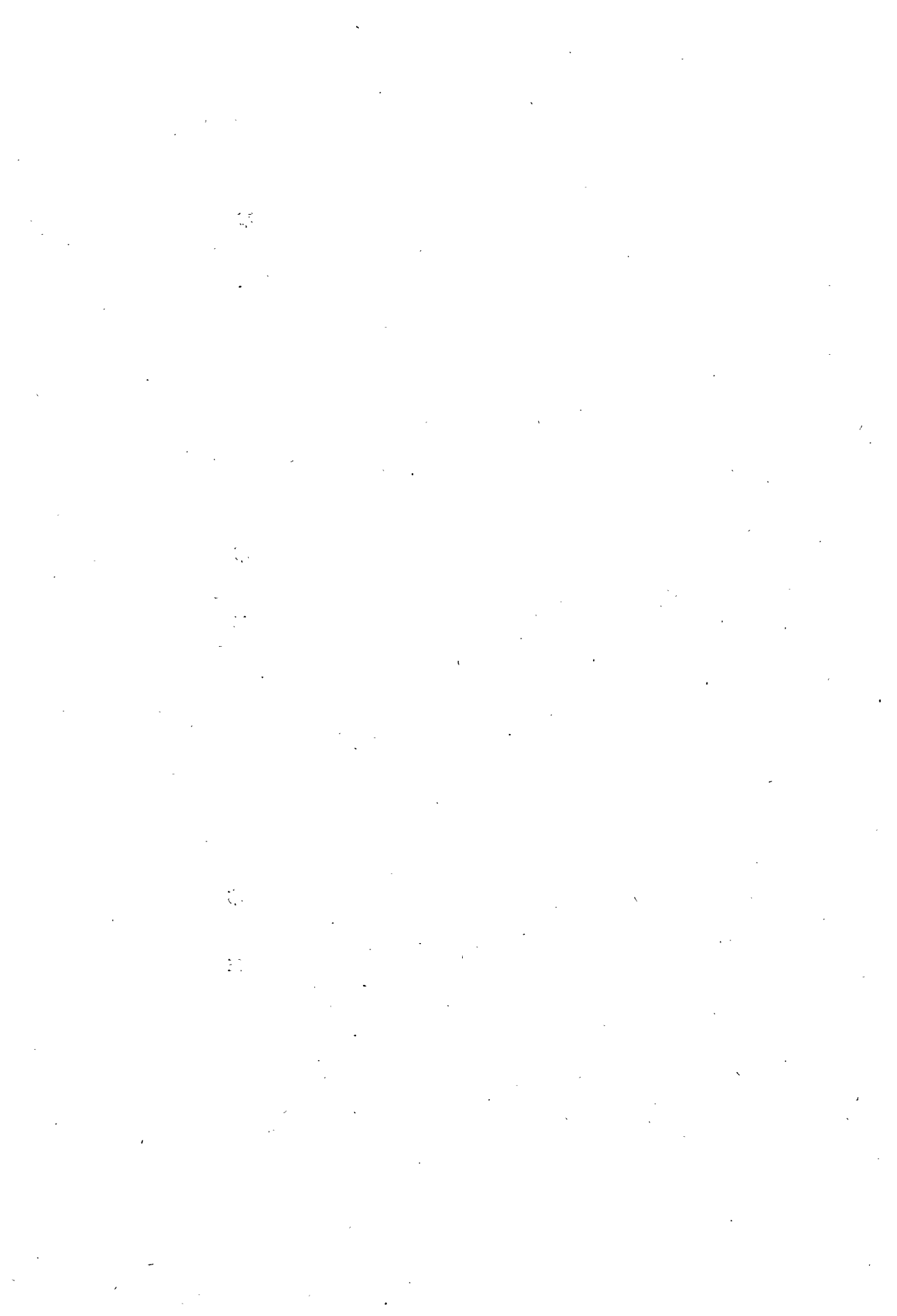
第

二



第

三



二字は恐らくは知縣と讀むべきであらう。知縣といふ語は、余の確信する所に依れば、十二世紀の後半以前には使用されて居ない。されば此れはどうしても南宋の物と見なければならぬ。此の時代に露西亞に齎された支那銀は金國から出たこと、思はれるが、金國では斯様な言葉は用ひなかつたやうである。併し何分にも文字の判讀が甚だ不確實であるから、此れに依つて年代の決定を下すことは困難である。

千九百十四年發掘の銀塊の銘文は、頗る明瞭で、アレキセーフ氏が讀んだ通り、「銀五十オンス」である。此の銘文は年代を考定する材料にはならないが、併し吾等は此れから或る結論を引出すことが出来る。此の銀塊の現在の重さは約九百六十九グラムである。然るに五十オンスは、今日の目方で千八百六十五グラムである。支那のオンスの目方は、中世以來餘り變動して居ない。されば此の銀塊は、銘文に記された目方の約半分しか無いといふことに爲る。

露西亞出土の支那型古銀塊に就いて

手早く言へば、原銀塊の約半分が、今日吾人の手にあるわけである。更に言換へれば、吾人が今日持つて居る物と全く同様な他の半分の存在を示すものである。されば、ボーエ氏が筆序でに言はれた「クロア・パター」とは自然没交渉に爲つて来る。十字架のやうに四つの部分を持つ必要は無く、恰も支那現代の馬蹄銀の場合に於けるが如く、相等しい兩端を持つ銀塊だといふことに爲る。銘文に依れば、吾人は下の半分を持つて居ることがわかる。さうして此れは千八百五十一年の銀塊に於ても同様である。上半が嘗て存在したことは、兩者とも、銘文の上部の字が全く缺けて居ることに依つて明瞭である。云云。』

三

次には、千八百十四年露西亞出土の銀塊に就いての卑見を述べる。ペリオ氏の言はれる通り、此の銀

塊は其の上半を截り取つた残りの下半分であらう。随つて、此れと同じ形を顛倒して上部に継ぎ足すことに依つて、其の全い原形を髣髴することが出来るであらう。此の銀塊が原と法馬形の銀錠であつたことは、殆ど疑を納れぬ。

支那に法馬形の銀錠の存在したことは、彼の地の文獻には見出されない。併し乍ら、我享保元年〔丙申〕博多で發掘された古銀塊に依つて、其の元代に於ける存在を知ることが出来る。博多發掘の古銀塊に就いては伊藤東涯の盍簪錄卷四雜載篇、並に翁草・軒小録・石城志等に見えて居るが、其の中最も早く書かれ、且つ其の古銀塊が元代に鑄造されたものであることを考證したものは、盍簪錄であるから、次に其の文を掲げる。

筑前博多鎮管下小路町商人。有吳竹善三郎者。

元祿戊寅歲妻死。葬本州聖福寺內瑞應菴。穿墻

之次。得金銀器作法馬等物一罌。悉進之寺。以爲

修葺之資。置石佛一軀。以誌其處。後享保丙申之年。以側旁竹茂。主僧命俾改厓。六月十九日。移石佛。穿土三只〇凡所。又得一罌。比前稍大。內藏金銀器物如前。得銀法馬八錠。合重貳貫百七拾四錢餘。其餘金鈴金虎銀刀鞘金銀鑄造物象諸具甚多。凡得金八百八拾八錢餘。銀五貫二百九拾錢餘。以今時金銀分兩準之。可得百貫目價云。法馬上各鑿記字號。面三行〇徑歷郭德潤〇行宣政院 福建分院〇提調官副使側失監。背亦三行〇客商謝福〇花銀肆拾捌兩重〇辨驗銀匠彭楨。按元時諸路置行宣政院經歷官。元明俱有側失監似是人名。元有丞相懶思監。想側失監胡人之名。然則所得銀錠等物。皆元時器物。亦埋土中。距今殆五百年餘。中國前代之制。儼然可見也。

丙申九月二十三日記

辨臨銀 眞禎

金花銀

華銀伍而兩重

の銘文の有つたことを傳へて居る。

偕て壺簪録に依れば、享保元年、博多聖福寺で發見された銀塊には行宣政院福建分院の文字が刻せられて居たのである。行宣政院は、大都の宣政院に隸屬するもので、二三の路に設けられたやうである。

宣政院は僧尼又び吐蕃統御に關する事務を掌る官廳である。今行宣政院の沿革に就いて元史の本紀及び百官志に見える記事を拾ひ集めて觀ると、略下の如くである。

至元二十五年。十一月甲辰。改釋教總制院爲宣

政院。秩從一品。印用三臺。以尙書右丞相僧格

兼宣政使。○元史 卷十五

至元二十八年。四月庚寅。併總制院入宣政院。

○元史 卷十六

按ずるに、右二條の記事は重複するやうである。



尙ほ石城志には、享保八年又々聖福寺から銀法馬其他合計九貫六百六拾目の古銀を掘出したこと、其の内の五百目銀法馬には

(表)

(裏)

客商胡福

露西亞出土の支那型古銀塊に就いて

併し、初め釋教總制院を改めて宣政院と爲し、嗣いで別に復た總制院なるものを設け、宣政院の事務の一部を割いて之に屬せしめ、而して至元二十八年に至つて再び總制院を宣政院に歸併したのであるかも知れり難いから、必ずしも誤りと斷定することは出来ない。

至元二十八年。九月丙午。立宣政院。治杭州。

○元史卷十六

大德六年。正月庚午。詔。自今僧官僧人犯罪。

御史臺與内外宣政院同鞠。宣政院官。徇情不公者。聽御史臺治之。

○元史卷二十

按ずるに、外宣政院は行宣政院を指すものであらう。

至大四年。二月甲寅。罷江南行通政院。行宣政院。○元史卷二十四

泰定三年。八月甲午。罷行宣政院及功德司。○元史卷三十三

天曆元年。十一月甲申。御史臺言。行宣政院。

行都水監。宜罷。從之。○元史卷三十二

按ずるに、行宣政院は江南以外にも幾個所が存在し

たのであらう。さうして、至大四年に先づ江南のものが罷められ、泰定三年及び天曆元年に他の地方のものが相嗣いで罷められたのであらう。江南行宣政院が一個所であつたか將た數個所であつたかは詳でないが、孰れにしても、至元二十八年設立の杭州行宣政院は至大四年に廢止せられたと見なければならぬ。

至順二年。二月戊申。立廣教總管府。以掌僧尼之政。凡十六所。曰京畿山後道。曰河東山右道。

○中略。曰浙西江東道。曰浙東福建道。曰江西廣東

道。○中略。秩正三品。府設達嚕噶齊總管。同知府事。判官各一員。宣政院選流内官。擬注以聞。

云云。○元史卷三十五

元統二年。正月甲寅。罷廣教總管府。立行宣政院。○元史卷三十八

行宣政院。元統二年正月。革罷廣教總管府十六處。置行宣政院於杭州。除院使二員。同知二員。

○中略。首領官。經歷二員。都事知事照磨各一員。

云云。至正二年。江浙行宣政院。設崇教所。擬

略。○中

云云。至正二年。江浙行宣政院。設崇教所。擬

行中書省理問官。秩四品。以理僧民之事。

元史卷

九十二、
百官志八

至正二十七年。十二月庚午。大明兵由海道取福州。守臣平章政事庫春遁。行宣政院使托爾死之。

元史卷
四十七

按ずるに、福州に行宣政院の在つたことは、右至正二十七年の記事に依つて知られる、博多出土の銀塊には行宣政院福建分院とある。蓋福州には、初め杭州の行宣政院〔即ち江浙行宣政院〕の分院があつて、後其れが昇されて福建行宣政院と爲つたのであらう。福建分院が行宣政院に昇格したのは、恐らくは、至正十六年正月、福建行中書省が創設せられたのと同時であつたらう。

以上を綜合して觀れば、宣政院は至元二十五年に設立せられて元末まで存続し、杭州の行宣政院は至元二十八年〔1291 A. D.〕に創設せられ、至大四年二月〔1311 A. D.〕に一たび廢止せられ、元統二年〔1334 A. D.〕に復舊せられて元末に及んだのであ

る。福建分院の始めて設けられた時期は詳でないが、ともかくも至正十六年〔1356 A. D.〕まで存在し、此の年行宣政院に昇つたやうである。今假りに福建分院が杭州の行宣政院と共に設立され、爾來之と運命を同じうしたものとすれば、其存在期間は、至元二十八年より至大四年二月に至る約二十年間、及び元統二年より至正十六年に至る約二十二年間と爲る。隨つて福建分院の銘ある銀塊も、亦た此の期間に鑄造されたものと見なければならぬ。

但し、元は、世祖以來、民間に於て金銀を賣買交易することを禁じ、其の賣買は必ず諸路の平准行用庫に就いて行ふべき事を定めたが、仁宗の至大四年四月に至つて此の禁令を除いて民の便に従ふこと、した。民間に於ける金銀の賣買交易を禁ずることは、同時に其の貨幣としての使用を阻止すること、爲る。さうして其の禁令解除の結果は、たとへ金銀の貨幣としての使用を公許しないまでも、之を默認す

る形と爲つたであらう。偕て、行宣政院は、上文に述べた如く僧尼の事を掌る官署であつて、財賦の專官ではないが、其れが特に銀塊を鑄造したのは、其の取扱ふ所の貨幣の中に大小雑多の銀塊を含み、其れを整理する必要があつたからであらう。「恐らくは、度牒の代價など、して、少なからぬ銀が行宣政院へ入り來つたのであらう」至大四年四月以前と雖も、民間に於ては私に金銀を貨幣として使用したやうであるが、官府に於ては公然左様な振舞をしたとは考へにくい。行宣政院が度牒の價格など、して公然銀を收納し、且つ其れを集めて銀塊を鑄造し、院名までも鑿記するやうに爲つたのは、恐らくは金銀賣買の禁の解かれた至大四年四月以後のことであらう。此の推定が誤りでないとすれば、博多出土の古銀塊は、至元二十八年乃至至大四年二月に鑄造されたものでなく、元統二年乃至至正十六年即ち元朝最後の皇帝たる順帝の治世、大略十四世紀の中頃に於て鑄

造されたものと見なければならぬ。

私は博多出土の古銀塊に就いて比較的多くの記述を費したが、此の古銀塊即ち法馬形の銀塊は、鏗〔笏に似た長い銀塊であつて、唐宋時代に盛に行はれたもの、今の條銀 Bar Silver の類〕の一種であつて、唐の頃から存在し、當時専ら儀式用に使用せられ、後主として蓄藏の用に充てられたやうである。^(註)其の蓄藏用として行はれた期間は詳でないけれども、上述の博多出土銀塊銘文に依れば、元末に於て左様であつたことは疑を納れない。されば、姑く、此の形式の銀が廣く蓄藏用として使用された時期を元代及び其の前後として置いて、大過あるまい。此の頃に於て此の形式の銀が、海路或は陸路によつて西方に少なからず輸出され、露西亞地方にも持ち行かれ、彼の地に於て新に之に摸して法馬形の銀鏗を鑄造することもあつたのであらう。千九百十四年露西亞出土の銀塊は、西方に於て摸造され、隨つて稍原形と

相違した法馬形銀錠の半分であらう。

盍簪録に掲げられた法馬形銀錠の銘文には、上文に見える如く、肆拾捌兩重とあるが、石城志に依れば、享保八年發掘の同じ銀塊には、伍而〔拾の誤〕兩重とあつたとある。宋末元初には錠銀に大中小の三種があつて、大は五十兩、中は之に半し、小は又之に半したのであるが、錠銀の一種たる法馬形の銀にも、やはり大小幾種か有つて、其の一種は五十兩若しくは五十兩前後であつたのであらう。露西亞出土の銀塊は、初め重さ五十兩の法馬形銀錠に摸して鑄造され、後之を兩斷したものであらう。此れは、ペリオ氏の言はれた如く、其の重さ九百六十九グラムが五十兩〔一兩は約一オンス〕の大略半分に當ること、並に其の形が法馬形の一半に類似することに依つて認められる。

盍簪録の銀錠は、一面には、行宣政院福建分院の字樣並に經歷・提調官副使の姓名が刻せられ、一面には

露西亞出土の支那製古銀塊に就いて

重量並に客商・銀匠の名が刻せられて居る。又石城志

に依れば、享保八年發掘の重さ五百目の銀法馬には、一面に客商・銀匠の名並に重量が刻せられ、一面には金花銀の三字が刻せられて居たとのことである。即ち重量の外、様々の文字の彫刻が有つたのであるが、支那に於ける銀法馬の中には、重量のみ刻せられたものもあつたかも知れぬ。さうして千九百十四年露西亞出土の銀塊に單に銀五十兩とあるのは、左様な銀法馬に摸倣したものであるかも知れぬ。若し左様でないとするれば、支那製銀錠の多くの刻文の中の重量を示す五十兩の字樣が頗る重要なものであると傳聞して、其れだけを特に刻み入れたものと見るべきであらう。私は屢々摸倣摸造などいふ言葉を使用した。此の銀塊が支那製でないことは、銀五十兩の文字の拙劣を極めたことに依つても明白である。

ボーエ氏は、千九百十四年出土の銀塊を *yamba* であらうと言つた。*yamba* は、*yuan pao* 元寶の轉

訛で、露西亞語の馬蹄銀である。ペリオ氏は、此の銀塊の形を論ずる際、馬蹄銀に言及されたけれども、これが馬蹄銀の一種であるかどうかの問題には觸れなかつた。私は、法馬形銀錠と認めるのであるから、馬蹄銀といふ説を否定することは言ふまでもない。

四

千八百五十一年に發掘された銀塊も、ペリオ氏の言ふ如く、千九百十四年出土の其れと本來同じ形式のもので、先づ上半部を截り取り、残る下半部を更に截り削つたものらしく想像される。ペリオ氏は中央の行の二字を知縣と讀まれた。此の二字は幾分知縣の字様に似て居るやうであるが、果して左様かどうかは、原物の失はれた今日、確かめる手掛かりが無い。且つかゝる曖昧な文字を判讀するには、前後の文章全體を讀むことが必要であるから、總べての文字が分明でない此の場合に於ては、其の判讀は一

層困難である。ペリオ氏は知縣の語に依つて此の銀塊を南宋のものと推測し、而も決定的の判断を下すことを躊躇された。知縣の職名は元代では用ひられなかつたけれども、宋代〔南宋北宋とも〕でも又明代でも使用されたから、假りに右の二字が知縣であつたとしても、其れに依つて、此の銀塊の模範と爲つた原物が南宋の製作であつたと斷じ去ることは出来ない。要するに千八百五十一年出土の銀塊も、支那製法馬形銀錠に摸して造られたものと推定せられるが、其の刻文に依つて原物の年代を確定することは困難である。

五

法馬形の銀錠が支那に存在したことは、支那自らの文獻には見えないが、享保年間博多聖福寺に於ける偶然の發見に依つて窺ひ知られた。私共は、此の博多發見の記録は支那に於ける法馬形銀錠の存在を

物語る唯一の證據であると思つて居たが、今ポーエ、ペリオ二氏の論文に依つて、露西亞からも其の摸造品の出土したことを知つて、一層其れを確かめることが出来た。支那金銀史上の一事實が、博多と露西亞と東西幾千里を隔てた地點に於ける發掘に依つて闡明されたのは、誠に奇と謂はねばならぬ。露西亞で支那銀錠の摸造品が發掘されたことは、世界に於ける貴金屬の移動の歴史の上に極めて重大な資料を提供するものであるが、姑く其れを除外して、其の形式上の考察のみを以てしても、私共は、如上の意味に於て、深い興味を感ずるのである。

註

(1) 翁草・輜軒小錄・石城志に法馬形銀錠發見の記事の存することは、學友文學士遠藤佐喜氏の「徳川幕府非常用の金銀分銅の研究」に依つて知つた。さうして同君の好意に依つて原本を一覽することを得た。

(2) 石城志所載、享保八年出土銀法馬の銘文には、遠藤佐喜氏も既に言はれた如く、傳寫の誤がある。即ち辨臨の臨は驗の誤で

古代支那に於ける神判の一型式

あり、銀の下に匠の字を脱し、眞は影の誤であらう。伍而の而は拾の誤でないとするれば、其の俗字であらう。

(3) 拙著「唐宋時代に於ける金銀の研究」分冊第一第三三三頁乃至三二九頁参照。

(4) 法馬形銀錠が必ずしも約五十兩即ち我約五百匁のもののみでなく、大小幾種か有つたことは、盡簪錄に、得銀法馬八銜合重量貳貫百七拾四錢餘とあり、石城志、享保八年發掘の記事に、銀九貫六百六拾目、右の内法馬六十九、但五百目分銅六有とあるに依つて窺はれる。

古代支那に於ける神判の

一型式

白鳥清

古代支那に於ける神判制度の存否に就いては、文献に其の實例乏しく、従つて泰西の學者にして、此